

医療安全支援センターの制度化（医療法）

都道府県等が設置する医療安全支援センターについて医療法に位置づける。
（都道府県、保健所を設置する市又は特別区）

医療安全支援センターとは

- H15 年度より都道府県等及び二次医療圏において、医療に関する患者・家族等の苦情・心配や相談への迅速な対応や医療機関への情報提供を行うため設置

基本方針

- 中立的な立場で、他の相談窓口と連携しながら、患者・家族等と医療関係者・医療機関の信頼関係の構築を支援。

業務

- 苦情・相談への対応、関係者の連絡調整
- 求めに応じて、医師等の専門家を派遣
- 医療安全施策の普及・啓発（医療機関に関する情報提供や指導・助言を含む）
等

従来は、法律上の位置づけがなく、機能が明確でない。

- その機能が取組が各都道府県で異なっている。
- 国民にとってその機能がわかりにくい。

医療法に位置付け

●「都道府県等は、医療安全支援センターを設置するよう努める」

機能

- 苦情・相談への対応（必要に応じて、医療機関の管理者及び患者等に助言）
- 医療安全の確保に関する必要な情報の提供
- 医療機関の管理者、従業者に対する医療安全に関する研修の実施
等

公示の義務付け

- 都道府県等はその名称及び所在地を公示しなければならない。

- 国は、都道府県等に、情報提供、助言等の援助を行う。